

行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年3月1日～平成34年2月28日までの5年間

2. 内容

目標1：平成30年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成29年5月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成29年7月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成30年3月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年2回）及び社内広報誌による社員への周知（毎月）

目標2：平成32年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間20日以上とする。

<対策>

- 平成29年10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成30年2月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成31年5月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成31年10月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始